



(事業主の方へ)

雇用調整助成金を受給される事業主の方へ

事業所訪問による調査にご協力ください

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金)については、多くの事業主の皆様にご利用いただいているところです。

これらの助成金については、事業主の皆様の適正な支給申請を支援する観点から、事業所訪問による調査を実施し、休業や教育訓練の実施状況の確認に伺っております。

事業所訪問による調査に当たっては、出勤簿、賃金台帳など、休業や教育訓練の実施を確認するために必要な書類などの確認をお願いしています。

事業主の皆様におかれましては、休業や教育訓練の実施状況の確認について、ご協力をお願いいたします。

神奈川県労働局 事業主支援アドバイザー

事業所訪問による調査は、雇用保険法第79条に基づく立入検査ではありませんので、事業主の皆様にご任意でご協力をお願いするものです。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL260415雇企発03